

## 「回収不能見込債権の貸倒損失について」

アベノミクスの景気対策により、業績が好転し、財務体質の改善に着手している企業があるのではないのでしょうか。その際、いわゆる不良債権の貸倒損失処理を会計上行う場合、税務的にも適正に損金処理して課税所得を減額できなければ、回収不能な債権にも納税が発生することになります。そして結果として、かえって企業の財務体質が悪化することになりかねません。従って、貸倒損失として会計処理を行う場合は、税務上の貸倒損失についての要件を確認する必要があります。

### 1. 貸倒損失の要件

税務上、法人の有する債権が回収不能となった場合、一定の要件のもと貸倒損失として損金算入が認められています。

項目	①法律上の貸倒れ	②事実上の貸倒れ	③形式上の貸倒れ
対象債権	金銭債権	金銭債権	売掛債権（売掛金、未収請負金 その他これらに準ずる債権）
事実要件	① 会社更生法、民事再生法等による認可決定に該当	債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できなくなった場合に、その明らかとなった事業年度において貸倒れとして損金経理することができる	取引停止以後1年以上経過した場合（担保物がある場合を除く）
	② 債権者集会での合理的基準による協議決定		① もしくは、同一地域の売掛債権の総額がその取立て費用に満たない場合
	③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その弁済を受けることができないと認められる場合において書面通知した債務免除額		② 貸倒損失額を損金経理している
計上金額	切り捨てられることとなった金額（上記③の場合は債務免除額）	金銭債権の額（担保物等がある場合はその処分価額を控除した額）	その売掛債権の額から備忘価額（1円以上）を控除した金額

### 2. 貸倒損失の証拠資料

税務上の貸倒処理にあたっては、金銭債権の回収に最善の努力が行われたこと等の証拠が必要となります。主な例としては、以下の通りです。

#### 債権の取引内容

納品書、販売管理帳票、請求書控、不渡手形の写し、取引契約書、相殺適状にある債務金額、担保物の評価額など

#### 回収努力に関する事項

督促状、回収のための記録簿、営業担当者の報告書、稟議書、議事録など

#### 支払能力に関する事項

回収先の直近分の決算書、信用調査会社の調査書、不動産登記簿謄本、管財人との打ち合わせのメモなど

#### 貸倒損失額に関する事項

認可決定や協議決定に基づく切捨額の決定書、債権放棄通知書など

### 3. 債権譲渡について

税務上、貸倒損失の損金処理については要件が厳しくなっていますが、他方、債権譲渡を行った場合には、債権者に生じた譲渡損について、低廉譲渡に該当しない限り、実現しているので、損金の額に算入することができます。しかし、あくまでも、低廉譲渡に該当しないということが前提です。債務者や連帯保証人に対する贈与の意図を持って、低廉な価格により債権譲渡を行い、当該債権の譲受人から債務者に対する債権放棄を行わせた場合には、寄附金に該当する可能性があるため、留意が必要となります。

### 4. 税務調査での指摘

回収不能見込債権について、貸倒損失として損金処理したものの、債権回収の努力をした形跡もなく債権放棄を行ったり、債務者が実は弁済能力があったという場合には、その債権放棄額が寄附金ではないかと税務調査で指摘されるケースがあります。不良債権の損失処理は、財務体質の改善の観点からも必要であり、銀行等からの資金調達においても有用ではありますが、多額な納税が発生しないよう税務上の貸倒損失の要件について整理を行い、さらには証拠資料を収集することが必要になるでしょう。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券